

働き方改革法 & 助成金 対策と活用講座

「働き方改革法」が6月29日に成立しました。残業時間の上限規制、同一労働同一賃金、多様な働き方への対応など、企業にとって厳しい内容が、2019年4月を皮切りに次々と実施されます。今すぐ法改正への対応を検討し、実施することが企業に求められています。

また時を同じくして、「ハマキョウレックス事件」など正規従業員と非正規従業員の格差を争った最高裁判決では、同一労働同一賃金の今後の流れが明確に示されました。

政府は、「助成金」制度を企業に活用してもらい、働き方改革を実現したいと考えています。すなわち、働き方改革法の実施を目標とすれば、助成金制度は目標を達成するためのツールといえるでしょう。社会が求める「いい会社」になるために、助成金を利用するのです。

よって、経営基盤の強くない中小企業は、助成金制度を活用することで、働き方改革法に対応していくべきなのです。企業の助成金活用は、善なる行為であると断言します。

Office SUGIYAMA グループは、自ら助成金制度を最大限活用し、これまでに約1千万円もの助成金の受給を実現しています。弊所は、クライアント企業に対する助成金活用促進が、社会保険労務士の責務だと考えています。今回の法改正を受け、**緊急開催**いたします。

日時	7/27(金) 1回目 10:00~12:00 2回目 13:30~15:30	お申込用QRコード
場所	Office SUGIYAMA みやざき BASE <small>宮崎市吉村町寺ノ前甲2882-184 (吉村町ヤマト運輸集配所前)</small>	
講師	特定社会保険労務士・行政書士 杉山 晃浩	
人数	各回とも先着20名様	
受講料	1,000円/人 (税込) 顧問先様無料ご招待	

お申し込みはFAX または WEB で FAX№ 0985-36-1419

参加の方は、いずれかに☑をして、お申し込みください。

参加	<input type="checkbox"/> 1回目に参加します <input type="checkbox"/> 2回目に参加します ※どちらも同じ内容です			
申込者	貴社名		所在地	
	役職		お名前	
	TEL		FAX	
	E-mail			

個人情報に関する取扱いについて／記載されたお客様の情報はセミナー案内・オフィススギヤマグループの事業内容のご案内等、資料の送付に使用します。受講料については、当日徴収させていただきます。詳細は受講票に記載させていただきます。